

議 第 63 号

平成30年 2月23日提出

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号ア中「2,700円」を「3,300円」に改め、同号イ中「1,350円」を「1,650円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

教員特殊業務手当の額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。